

第77回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成29年6月21日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 57 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 60 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 59 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4. 議案第 63 号 佐用町工場立地法準則条例の制定について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 67 号 町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）
日程第 6. 議案第 68 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）
日程第 7. 議案第 69 号 町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）
日程第 8. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第 9. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。

皆さんおそろいでご出席賜り、まことに御苦労さんです。

昨日から今日にかけて久しぶりの雨だったんですけれども、農家の皆さんにとっては、ちょっと一息というところもあるし、もう少しほしかったなという方もあるんじゃないかなと思います。

先週の土曜日は議長杯のゲートボールということで参加していただきまして、御苦労さまでした。大健闘したんですけれども、結果は、予想どおりと言いましょか 0 勝 3 敗という結果でしたが、親睦と交流が深められたんじゃないかなと思っております。

それと、土曜日の 17 日の新聞、皆さんご承知のとおり利神城の国指定の答申が出されたという新聞がありましたということで、これから佐用町にとって、平福にとっても念願の答申が出たということで明るい話題の 1 つじゃないかなと思います。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

- 日程第 1. 議案第 57 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 60 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 59 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4. 議案第 63 号 佐用町工場立地法準則条例の制定について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） まず、日程第 1 から日程第 4 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第57号、町道路線の変更についてから、日程第4、議案第63号、佐用町工場立地法準則条例の制定についてまでを一括議題とします。

議案第57号、第60号、第59号並びに第63号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君） おはようございます。

今期定例会におきまして、本委員会に審査付託をされました案件の審査結果について報告をさせていただきます。

審査日時におきましては、平成29年6月15日、午前9時27分に審査を開始いたしました。

審査場所は、本庁舎西館3階議員控室。

出席者は、当委員会7名、議長。当局からは、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金保険室長、商工観光課長、建設課長。また、現地対応として、建設課河川事業室長、建設課道路河川管理室室長補佐兼用地係長でございます。

本付託案件につきましては、4件でございます。議案第57号から63号まで報告させていただきます。

まず、議案第57号、町道路線の変更についての審査でございます。

まず、担当課、当局より追加説明を求めました。今回、徳久125号線において、県の河川改修が終わり、終点部分を旧の太田井橋付近まで延ばすという案件であり、延長については、74.53メートルから393.99メートルに変更しようというものである。

質疑を求めました。質疑については、かつて県道であったカルバートまでの現状の関係はどうなのか。答弁としては、これについては、旧の国道であり、徳久旧道線ということで、以前に路線の認定をさせていただいている。

また、質疑として、幅員については、変更前7メートルが6.5メートル。5.8メートルが4メートルとなって狭くなっているが、これはどういうことか。ということにつきましては、今回の件での整備は、通常が4メートルになっており、新しく幅員としては4メートル、広いところが5.8メートルとなっているとの答弁でした。

続いて、現地調査を行いました。

現地調査を終え、会議を再開いたしました。

質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。採決の結果、賛成全員、よって、議案第57号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第60号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明を求めました。このたびの改正は、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正と、乳幼児医療費助成事業の拡充のために佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正するものである。改正案の概要を配付資料に基づいて説明いただきました。

まず1点目は、老人医療費助成事業を廃止し、高齢期移行医療費助成事業を創設する件

について、兵庫県が平成 29 年 7 月 1 日に実施する福祉医療費助成事業実施要綱に準じて行うものである。

2 点目が重度障害者の所得による支給制限（ふるさと納税ワンストップ特例制度における申告特例控除額の加算）を改正する点であるが、これも兵庫県の実施要綱が改正されたものである。

そして、3 点目の乳幼児医療費助成事業の所得による支給制限を撤廃する件であり、これは佐用町独自政策。これまでも子育て支援施策として、乳幼児医療費助成の対象者については、医療費の無料化や母子家庭等の児童等についての所得制限の緩和などを行ってきたが、このたび、乳幼児対象者については、所得制限を撤廃し全員を対象とするものであるという説明を受けました。

質疑に移りました。質疑としては、一部条例が改正することによって、佐用町として、どういった影響が出るのか。これに対しては、今年度 7 月 1 日以降実施日ということで、今現在では、こういった方はないという答弁でございました。

質疑として、重度障害者該当者は、何人ぐらいいるのか。これについては、障害者の方のワンストップ特例の適用については、今現在、該当者はいないとのことでした。

また、制度が変わることによって、該当する方が何名ぐらい出てくるのかということに對しましては、今時点では該当がなくても、今後、要介護 2 の判定がされると該当となるという答弁がありました。

また、質疑として、所得制限が今までは 80 万円以下だったのが、「かつ 日常生活動作が自立していない者」が加わったということ、ということは、それだけ厳しくなったということなのかということに對しましては、そのとおりである。「かつ」という条件が加わったので、今までですと要介護認定を受けられていない方についても対象となっていました。今回は、要介護 2 というのがつけ加えられましたので、厳しくなったとのことでした。

また、人数的に対象者がどんなふうな人数になるのかという質疑に対しては、今現在、低所得者 2 の方については、61 名該当がある。今後、この要介護者 2 というような要件を入れていくと、今年度であると今現時点では、該当する方がいない。ですから、年々、こういった方の要介護 2 の判定があるという条件ですので、該当する方が少なくなってくると思われる。

また、質疑として、現在、61 人の方が該当ということですが、どれぐらいの人が想定として受けられない状況になるのかという質疑に対しては、現在、61 名ですが、65 歳から 69 歳の方、だいたい一年齢、10 名前後の方が毎年該当となられますので、毎年 10 名前後の方が該当から外れるのではないかと予想されるという答弁でした。

質疑は以上で、討論に移りました。

討論の中では、反対討論として、今回の条例改正については、乳幼児医療の全員対象にするという件については、全員該当になるということで、これは好ましい条例改正であるということは指摘しておきますが、県の高齢者医療に関係しては、高齢期移行医療費助成事業というふうに名称は変わりますが、大きく制度そのものが後退しますので、この条例に関しては反対をします。

ほかに討論を求めましたが、討論はありませんでした。

ないようですので、討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成多数。よって、議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明を求めました。このたびの改正は、佐用町福祉医療費助成条例の一部改正に伴い、関連する規定の整備を行うものであり、別表資料を用い、老人を高年齢移行者に改めるものであるとの説明を受けました。

質疑に入り、質疑を求めました。質疑の中では、文言の改定だけなのか。答弁としては、文言の訂正だけで影響はないということでした。

ほかに質疑がありませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論は、ありませんでした。

討論なしということで討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員。よって、議案第 59 号、佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定について。

当局の追加説明を求めました。工場を設置する時に、一定の緑地面積等を確保させ、周辺環境の保全を図るということで制定されている工場立地法の一部が改正されて、緑地等の面積率の適用となる準則を町独自で定めることができるというふうに権限の移譲があった。それに伴い、国のほうで緑地面積については 5 パーセントから 30 パーセントの間で町の条例で定めることができる。今回、佐用町においては、緑地面積については 5 パーセント以上、緑地面積を含む環境施設面積については 10 パーセント以上ということに準則を制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を求めました。

質疑においては、敷地面積に対する緑地の面積 5 パーセント以上ということで、一応、準則では、まだ上限値があるが、ほぼその準則の中でも下限値に率を制定している根拠について。答弁としては、下限値にしているというのは、佐用町については 4 種、例えば、市街化区域とか、そういった定めのある区域というのが全くないということで下限値に設定している。

また、質疑として、西播磨高原都市計画区域の適用はしないということであるが、これも適用しない別の法律があるのか。これに対しましては、光都については、市街化区域の網をかぶっている。ほかに工場を設置する時の規定というのを既に設けてありますので、それがあるということで、光都の区域については対象外という形になっている。

また、質疑として、環境施設というのは、具体的にどういったものなのか。これに対しましては、環境施設というのは、噴水、運動場、広場、屋内運動施設体育館、教養文化施設、雨水浸透施設、それから太陽光発電施設、そういったものが環境施設に当たるという答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

採決の結果、賛成全員で議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定については、原案のとおり可決されました。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件の審査報告を、これで終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 57 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、日程第 1、議案第 57 号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行いません。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 57 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 57 号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 2、議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正と町の乳幼児医療費助成事業の拡充を行う 2 点の改正です。

反対の理由は、1 点目の県の福祉医療費助成事業を廃止し、新制度を創設するとしていますが、対象者を大きく削減し事実上の老人医療費助成制度の大改悪であるためです。

その内容は、現行の低所得者Ⅱは、年金収入を加えた所得が 80 万円以下でかつ要介護認定 2 以上という条件が加わります。

委員会審査の中で、現在佐用町では委員長報告にもありましたが低所得者Ⅱには 61 人が該当しているとのことでした。経過措置はありますが、県の制度に準じて町の条例を改正するものです。

宝塚市では、市独自で現行制度の維持をすると聞いています。佐用町でも町独自で助成事業を継続するべきです。

同制度は、政府による患者負担増が進行する中で、65 歳から 69 歳までの高齢者医療費の助成を県独自で実施し、医療費の窓口負担は昭和 46 年から昭和 58 年までは無料、平成 12 年から 1 割負担が導入されましたが、対象人口の約 7 割の人が受けられておりました。

しかし、相次ぐ県の行政改革で平成 27 年度では制度が受けられるのは対象人口の 5 パーセントにすぎなくなっています。そして、今年度、老人医療制度は廃止になりました。

2 点目の町の乳幼児医療費助成事業の所得制限をなくす改正は、県が所得制限を行っている中、県下で所得制限をなくす自治体が増え、制度拡充が進められています。今回、佐用町でも中学 3 年生までの対象者全員が乳幼児医療費無料制度を受けられるように拡充する内容で町民要求が実ることになりました。その点は、評価します。

以上、老人医療の問題点を指摘し反対します。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、委員長報告にもありましたが、今回の条例改正については、3 点含まれていません。

ただ今、反対討論も一部されましたが、この中に含まれている高齢者のいわゆる老人医療費助成事業、これから高齢期移行医療費助成事業に変更する点。

そして、2 点目が重度障害者の所得に対する支給制限、この中では地方税法等の改正に伴い、いわゆるふるさと納税、これの住民税への反映の仕方、従来、若干の公平性を欠いていた部分を公平感を持たせるための税制改正、これに伴う改正であります。

そして、3 点目が乳幼児医療費の助成事業の所得制限を撤廃する。

この 3 つであります。反対討論の中では、1 点目の老人医療費助成事業、これに関して、町内の対象者の現状も申し上げられ、非常に大改悪だという指摘がありました。実際には、先ほど、委員長の委員会報告のとおりでありまして、町内の中では、この低所得者の該当者、いわゆる介護 2 以上の方というのは、総数として 61 名ありますが、そのうち、この制度自身の対象者、現状の中ではないという報告もありました。これも仮にあったとしても、その経過措置も、この条例上の中にも含まれております。

そしてまた、今後ですけれども、一年齢 10 名程度ということで、非常に対象者が少なく、その…ごめんなさい。失礼しました。

経過措置もあり、その対象者が仮に出てきたとしても救える内容になっています。

さらに言えば、本来この条例改正自身の根本は、介護保険等の長期的な運営を図るための法制度改正に伴うものであって、当然、必要なことかと思えます。

そして、その改正点の 3 つ目の乳幼児医療費助成事業ですけれども、これについては、当然、佐用町のほうでは先行してやっていますけれども、これが根本的に支給要件に対する所得制限をなくするというところで、本来この条例に反対するという立場であれば、これも否定することになりますので、そうした観点は、私にはなく、また、議会としても、そういう視点で条例改正に臨むべきではないと思いますので、この改正については、全て賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 60 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 60 号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 3、議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 59 号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 4、議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 63 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 63 号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 67 号 町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）

日程第 6. 議案第 68 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）

日程第 7. 議案第 69 号 町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 5 に入ります。日程第 5、日程第 6 並びに日程第 7 は、本日、追加提出の議案であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略し、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決し、議案第 67 号、町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）、議案第 68 号、町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）並びに議案第 69 号、町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 67 号から第 69 号、町有財産の無償貸付けについて、提案のご説明を申し上げます。

まず議案第 67 号は、旧石井保育園跡地の無償貸付の議案でございます。旧石井保育園跡地は、昆虫資源の有効活用についての基礎研究などを行う施設として提案のございました、ムシの恵み社と利活用に向けた協議と調整を行ってまいりました。

ムシの恵み社は、神戸大学農学研究科の元の教授で、現在は神戸大学名誉教授の竹田真木生さんが代表として法人設立準備中で、近年養魚飼料として注目をされている昆虫資源を、飼料として商品化するための基礎研究を行うとともに、大量生産するための技術を確立するため、コオロギを飼育・加工して出荷する施設として活用することとございます。

貸し付け物件は鉄骨造平屋建て床面積 315 平方メートルの園舎、コンクリートブロック造平屋建てで、床面積 12 平方メートルの屋外便所及び床面積 2.8 平方メートルの LP ガス庫、また、土地面積は 1,258 平方メートル、所在地は佐用町上石井 755 番地 1 で、ムシの恵み社に、旧石井保育園に係る土地及び建物を町の公有財産の事務取扱規定に基づきまして、まず 5 年間の無償で貸し付けを行い、5 年後に特別な問題がなければ再度同じ条件で 5 年間の延長契約を行おうとするものでございます。

次に議案第 68 号は旧江川小学校跡地の無償貸し付けについての議案でございますが、旧江川小学校跡地は、ドローンスクールの開設と運営を行なう提案をいただいた株式会社 T & T と、利活用に向けた協議と調整を行ってまいりました。

株式会社 T & T の事業内容は、ドローンを用いた測量を行う技術者を育成するため、そ

の操縦技術と橋梁などの非破壊検査技術を受講することができるスクールの開設・運営を行うもので、開校予定は平成 29 年 8 月下旬となっております。

貸し付ける物件は鉄筋コンクリート造 2 階建て、床面積 2,137.57 平方メートルの校舎棟、土地面積は 2,065 平方メートル、所在地は佐用町豊福 275 番地 2 で、株式会社 T & T に、旧江川小学校校舎に係る土地及び建物を、石井保育園と同じように、ひとまず 5 年間無償で貸付けをしようとするものでございます。

最後に議案第 69 号は、旧久崎小学校跡地の無償貸し付けの議案でございます。旧久崎小学校跡地は、日本語学校の開設と運営を行なう提案をいただいた株式会社ダニエル企画と、利活用に向けた協議と調整を行ってまいりました。

株式会社ダニエル企画の事業内容は、日本での大学進学や企業への就職等を目指す、特に東南アジア・韓国・中国等の高校卒業レベルの学力を持つ学生を留学生として受け入れ、日本語学校を開設・運営するもので、開校予定は平成 30 年 9 月となっております。

貸し付け物件は鉄筋コンクリート造 4 階建てで、床面積 2,141.21 平方メートルの校舎棟、土地面積は 1,560 平方メートル、所在地は佐用町久崎 50 番地 1 で、株式会社ダニエル企画に、旧久崎小学校校舎に係る土地及び建物を、石井保育園と同じように、ひとまず 5 年間無償で貸し付けようとするものでございます。

また、日本語学校のこの事業につきましては、前回の全員協議会におきまして、いろいろご質問がございまして事業の内容、学校の概要、また、学生の募集要項等再度調査を行い、資料を取り寄せております。遅くなりましたけれども、皆さんのお手元に資料を配付をさせていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。

以上、議案第 67 号から第 69 号まで、それぞれ土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 67 号、議案第 68 号並びに議案第 69 号については、本日即決とします。

それでは、議案第 67 号から順次、提案に対する質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願います。

まず、日程第 5、議案第 67 号、町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 先の全員協議会で資料をもらっている中に、地域との関わりに関する考え方として、観光施設と連携する。また、エコ教育の拠点。それから、エコツーリズムの有機農業システムによって村おこしをはかる。こういうふうな考え方が示されているわけですが、観光施設となれば、商工観光課。それから、教育の拠点としたら教育委員会、生涯学習課。それから、有機農業システムでしたら農林振興課。いろいろかかわりが、役場の中でもかかわりが出てくると思うのですが、こういうふうな観点から、どういうふうな、役場としては、どういうふうなかかわり、今、言った 3 点については、どういうふうなかかわりを持っていかれるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、事業を計画されております真木先生のほうから、将来的な展望として、そういうことを考えたいという提案はいただいておりますけれども、実際にこれから事業にとりかかれるわけで、その事業展開を見ながら、そうした実際にコオロギなりを飼育、大量生産しながら、それがかなり事業として展開が図られて、また、それを、子供たちの環境の教育とか、また、発展して観光としての施設として活用ができるとかいう時に、それぞれの担当課のほうがかかわっていくという形になろうかと思えます。

現段階におきましては、なかなか、そこまで十分に提案をいただいている、それぞれの担当課、関係のところは寄って、どういうふうに、これから、それを活用するかというようなことまで、まだ、協議をする、議論する段階ではございません。

[企画防災課長「竹田先生です」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） 真木先生言うたんか。竹田真木先生か。

[「竹田真木生」と呼ぶ者あり]

町長（庵途典章君） 真木生先生。申し訳ありません。竹田真木生先生でした。申しわけないです。訂正をさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その竹田先生のどういうのですか、勤務の実態というのは、どういうような格好で、毎日、出勤されるのでしょうか。そして、泊まりについては、石井で泊まれるのか。それとも佐用町内で泊まれて、そこの石井へ出勤されるのか。そこらへんの中身については、どんなんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 運営体制は、先日、お配りした資料にもありますように、月水金というふうを書いてありますね。月曜日、水曜日、金曜日、運営形態ですね。

初期のステージでは、専門職員として、当面1名、竹田先生本人が来られるというふうに書いてございますので、その日には来られるというふうを考えておりますけれど。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） その月水金の、例えば、9 時か 10 時かわからんけれど、1 日そこへ勤められて、そしてまた、住まいはどちらにされるんですか。そこらへんは。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 住まいは、神戸にお住まいですので、神戸から通われることもありますでしょうし、こちらに泊まれる場合もあろうかと思えます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 67 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 67 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号、町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 6、議案第 68 号、町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） これは、先の全員協議会でも聞いたんですけども、改めて本会議でお伺いしますけれども、このドローンの学校が来ることによって、町のメリットは何か。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、学校がなくなった、統合されたという中で、地域においても、非常に学校校舎が空き校舎になってしまっていて、非常に寂しい面もありますし、地域において、これまで学校があった時と比べて子供たちがいなくなり、地域の今後のにぎわいにおいても、何かに活用してほしいという中で、そうしたドローンの学校ができれば、どれだけの学生なり、また、この事業が、これからどのように展開されるかは、これはわか

りませんけれども、少なくとも、そうした学校として受講するために生徒が入ってくるわけですし、それを運営するための職員、また、教授陣、こういう体制がつくられるわけですから、江川小学校の校舎がそうしたものに活用されるということ、これが大きなメリットであります。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 68 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 68 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 68 号、町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 7、議案第 69 号、町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 小学校跡地を使うわけでございますけれど、例えば、小学校の例えば、便器なんかは、子供用なんかで使われておりますので、そういう大人が来ることによって、そういう便器の取りかえとか、その中身の改造については、その学校、ダニエルが、当然、やっていって、リフォームしていくという方向なのでしょうか。そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 改修しなければならないところは、改修をされると思いますし、そのまま使えるものは、そのまま使われるというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） これも全員協議会で聞いたのですけれども、私、この問題については、懸念材料、全員協議会でも言いましたけれども3つあります。

1つが、日本語学校に名を借りた不法就労の機会の提供にならないかということです。ジェイエルエスジエーの、そのホームページを見ますと、技能実習生と日本語学校生を比べて、卒業後も就業が可能だということです。それから、学校卒業後も地域に残って、地域の雇用安定につながると、こういうようになっていきますから、こういうふうな就労をメイン、大きく謳っているところが不法就労の機会提供にはならないかということがあります。

それから、2点目が、地元企業の人材確保が地元住民のかえって職を奪うことにはならないかという、そういう懸念です。留学生が日本語勉強して、今度、就労する場合、このジェイエルエスジエーのなっております地元の雇用の安定につながるということを書いていますから、どのような雇用に想定しているかといったら、主に私、佐用で足りないのは、介護職なり、そういう介護労働者かと思うのですね。そういうことになりますと、技能実習生の時にも言われたのですけれども、安い賃金でなります。それだと、安いほうに経営者の方も、そういうふうに、事業者も使うということになりますから、地元住民として、賃金が安い中で、そっちに奪われるというふうな懸念があります。

それから、3点目が、留学生の文化の違い。中国やベトナム、韓国なんかから来られるわけですけれども、文化の違いによる地元住民との軋轢とか摩擦みたいなのが生じて来ないかと。その点の3つ懸念があるんですけれども、それについては、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 新しい、こうした事業が展開されますと、当然、いろいろと今までなかったものが、そこに生まれて、そこで活動されるのですから、懸念は、当然あると思います。

ただ、特に最後の文化の違いとか、こういう問題は、現段階において、今、国際化して来て、都市部なんかでは、たくさんの方が来て働いているし、日本全国どこでも、そういう交流ができる。また、日本の人も外国に、どんどん行ってしている時代です。

ですから、その文化をお互いに認め合い、また、学び合うという、こういう交流が逆にできるので、それはメリットとして、いい方向で、やっぱり考えていかなければ、こういう事業は何もできないと思います。

それから、雇用を奪うのではないかと、実際、現段階においても、かなり介護福祉施設等には、人材不足、人手不足が出てきて、既に、出てきております。佐用町のようなところでもですね。今後、ますます、そういうことが発生、起きていくだろうと。大きくなっていくだろうということが、これは日本全体としても言われているわけです。

ですから、そういう中で、雇用によって、地元の雇用が奪われるとか、そういうことを、今、考えるよりか、やはりきちっと技術、資格を持った、また、しっかりとした人材、そうした労働力を、今後とも町においても、これを活用していくということ、そういう必要であるのはね。

ただ、佐用町に全部それが就労するわけではないと思いますし、全体の中で、それは、そういう人が活躍をしていく場というのは、当然、出てこないと、また、学校の意味もないと思うのですけれども、そこは、今、懸念をされるという部分については、そういう部分について、今後、そうならないように、極端な安い賃金で昔のように不法就労して、安

い賃金で働かされて、環境が悪い中で、逆に、そうした人が問題を起こすというようなことがないように、これは、制度の中で、きちっと運営をされるということを前提としなければならぬというふうに思います。

また、先ほど、不法就労というようなことが懸念されるのではないかと。ただ、それがあれば、それはそれとして、法的にきちっと対応をしていくべきであって、今の段階で、そんなことをするのではないですかと、そういう懸念がありますよというようなこと、失礼なことは、私は、言えないというふうに思います。

学校として、きちっと運営をしていきたいということの提案をいただいているので、それは、それで現段階においては、それを信用していかないと、こうした、佐用町においても、どんなところでも、佐用町が望むもの、佐用町にとって一番理想的なものに来ていただけるような条件がそろっているのだったら、いろんなところで選択はできますけれども、なかなか、こうした学校の跡地というの、校舎も含めての利用というのは、そうそう、そういういろんな事業が展開できるものではないということもありますから、私は、こうした都市部なんかには、いっぱいありますけれども、地方においても、こうしたことが、これが可能、できて成功すれば、非常に地域にとっても、ある意味では国際化という形でも進みますし、地域における活性化にも大きくつながるのではないかなというふうには、期待を、今のところはしたいというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番(金谷英志君) やってみたいとわからないという部分も確かにあるかと思うのです。

そういう中で、契約期間が5年ですから、5年の中で私は、ほかの学校跡地の活用の際にも、言いましたけれども、事業報告なりは、どんなことをやっているか。それをやりっぱり町としては把握した上で、5年ですけど、1年ごとぐらいに検証していくというふうな、事業内容について検証していくと、そういうことが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ご指摘のように、それは私も必要だというふうに思います。

それは、ここだけではなくて、全ての事業において、やはり町としても、当然、この財産を無償で貸し付けるわけですから、そうした事業の概要、状況を報告をいただくということが必要だと思いますし、一応、町としての公有財産の取扱規程で、5年間の契約という形になります。

ただ、募集については、10年間の無償ということでの募集をしているわけです。そのところの当然、差はあるのですけれども、5年後に、特に、そういういろんな問題が発生すれば、これは当然、そうした延長契約はしないとか、そういうことは、当然、町としては言える。そのためにも、そうした事業の実際の実施状況というものを把握をしていくということ。このことは必要だというふうに考えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 5年後の契約の切れる時に、また、10年間ですけれども、その中でするというですけれども、やっぱり1年ごとぐらいには、それは、契約途中であっても、私が先ほど言いましたような懸念が、顕在化、表面化してくるようであれば、5年を待たずにして契約を考えるとということも、私は必要ではないかと思うのです。いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 特に、そうした法律違反とか、大きな刑事事件とか、いろいろ問題が起きれば、これはまた、問題が、当然、契約していても、そこはそこで、きちっと法的な対応もしなきゃいけないということになりますから、今の段階で、そのことを前提にはしておりませんので、そういう場合があれば、当然、それは町としても必要な措置をとらなければいけないというのは、当然のことだと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 久崎の説明の時にもおっしゃてましたけれど、空き家に1つの部屋に2人ぐらい入ってもらって、3つありゃ、6人ぐらいでもいいというような説明あったと思います。

しかし、空き家は、久崎のほうに、空き家持っていらっしゃる方、3人ほどに、ちょっと昨日、一昨日も会った時に聞いてみたんですよ。そういうようなん、学校ができて、あんたどこ、ここ空いておるんだったら、貸したらどうなんやって言うたら、いやわし貸せんとかいうような方が、ほとんど、3人の方に聞いたら、3人とも貸せないというような返事があったんですね。

そしたら、商工観光課が、空き家対策ということで、みんな押さえておりますけれど、ダニエル企画との、その交渉というのか、空き家の後押しいうのですか、そういうようなんは、どのように商工観光課としては、考えていらっしゃるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） それは、これからの話で、例えば、ここで無償貸与という形が承認されて、実際に認可を受ける手続きがされて、そういう手続きをする上で、また、そうした相談、学生が、どういう学生寮なり空き家で暮らすとか、そういうものが何人ぐらいいるのかとか、そういう相談が必ずあります。それは、町としても、当然、協力するところ

は、協力しながらやっていかなきゃいけない。その時には、今、情報として、商工観光課が受けている空き家の活用と同時に地域においても、地域の皆さんも、この問題については受け入れて協力しましょうという、同意しましょうという話でしたから、だから、当然、今の段階で個人的に、何人かが貸すつもりはないと言われても、みなさんが、そういう条件が出てきて、そういう説明があつて、地域としてやりだしたら、空いておれば、ほんなら活用して行けるんじゃないかとか、いろいろとあると思います。

今の段階で、問題を質問されても、それは商工観光課として、それは答えられることはできません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） そしたら、例えば、小学校の1、2階を使って、3階が空いておるんだったら、3階をリフォームしてでも、そこにある程度、寝泊まりできるような格好で向こうがやりたいということであれば、そこらへんは、佐用としては応じるような格好に、これから、そういう相談もしていかなとあかんと思うのですけれど、ありますか。そこらへんの何は。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今、計画の中では、その話は出ておりませんが、将来的に、そういうことが協議のまな板に乗ってくる可能性はあると思います。その時には、協議をしたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 昨日の鹿児島県のいちき串木野市が、やっぱり同じ留学生が来て、そういう日本語学校ができております。

そしたら、その取り上げたのが、やっぱり真面目である。勤勉である。そして、地域に溶け込んで、地域に若い子が出てきて、一緒になって活動してくれるので、活性化というのが町ににぎやかさが出てきたというようなことで、そういういい面を捉えてテレビでもやっております。

ですから、久崎としてもお年寄りばかりになってしまつて、若い子がおらん中に、久崎地区としては、前へ進めてくれという方向で、この間、なつたわけでございますので、私も、そこの久崎の地元の議員として、やっぱりそういうわからない面があるかと思ひますけれど、やっぱり、そういう日本語を勉強して、日本語をマスターすることによって、1つの、そういう日本の企業なり、また、韓国でも6万、7万、タイでもたくさん、ベトナムでもミャンマーでも進出しておるし、観光客がいっぱい行き、日本人も向こうへ行き、向こうも来ています。ですから、日本語をマスターすることによって、その人が有利な立場に立つて、仕事をマスターすることができますので、まだ、日本は東南アジアのほうと

比べたら、技術とか、そういう自由主義的なことも踏まえて、日本は1つの憧れの国となっていますので、私は、いいんじゃないかと思っております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今日、資料が出たわけですがけれども、若干の懸念材料というのか、そこが、ちょっともう一度お尋ねをしたいなというところがあります。

まず、契約の相手先はダニエル企画と。その関連の会社が幾つかあるわけですがけれども、私も調べてきたわけですが、日本語学校を、その関連会社がやっているというのは、東京の西日暮里ですか、それは何か、かなりの年数をやってきている。

それで、ダニエル企画そのものは、昨年でしたか、日本語学校というのは。だから、その関連会社との関連というのか、要するに、ダニエル企画そのものは、実績としては、まだ、確か、ないというふうに思うのですね。そのあたりが、契約の相手先は、ダニエル企画なのですがけれども、例えば、幾つか関連する会社が出ていますわけですがけれども、この12日にいただいた資料の中にある「Tokyo One 日本語学校」と、これはまた別法人だというふうに思うのですね。

だから、何となく、ダニエル企画がやっているような感じで受け取られるわけですがけれども、実は、ダニエル企画ではない。

だから、そのところが、ちょっと、ダニエル企画と、その関連会社との関連というのが、もうひとつよくわからない。

それと、その資料の正確性というところからすると、12日配られた資料では、ダニエル企画 2006年4月設立の株式会社ダニエル企画と。今日の資料では、有限会社ダニエル企画と、2006年4月。だから、やっぱり客観資料がないものですから、インターネットで調べたら、このあたりは出るわけですがけれども、やっぱり客観資料がないから、その関連会社との関係とか、それから、そもそも本当に有限会社なのか、株式会社なのか。そのあたりが、よくわからないなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 廣利議員が言われる西日暮里の関連会社というのは、どこの会社のことなのでしょう。

西日暮里というのは、多分、ダニエル企画自体が所在を置いていると思うわけですがけれども、そこは2006年にダニエル企画は有限会社として設立をされて、2015年に株式会社化されたというふうに聞いておりますので、同じ会社のことかなと思います。

それと、提案にいただいておりますのは、ダニエル企画が久崎小学校跡地を借りて、運営をジェイエルエスジーという「Tokyo One 日本語学校」が運営するところとともに運営をするというふうに提案をいただいておりますので、ダニエル企画は、要するに学生を集めるというのか、今、今日、資料に出しておりますように、日本国内の日本語学校40数校に東南アジアから紹介をしているというのか、東南アジアの留学生が、それだけいて、

そういう学校を紹介されておりますし、その上で、また、新聞売店を紹介されているようで、新聞奨学生というような形で、日本に入って来る学生もいるというふうにお聞きしておりますので、今おっしゃっている観点がよくわからなかったのですが、ダニエル企画が、有限会社ダニエル企画と、株式会社ダニエル企画があるというのではなくて、有限会社から株式会社化されているということだと思います。ですね。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） それだと、2006 年 4 月設立というのは、これ、両方が設立になってますけれども、違いますか。これ。

〔企画防災課長「有限会社です」と呼ぶ〕

4 番（廣利一志君） いやいやいや、12 日の資料では 2006 年 4 月設立と。株式会社。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 多分、現在、株式会社ダニエル企画でございますので、設立は有限会社として 2006 年 4 月に設立されたのですが、その分は省かれている、そういう資料ですね。これは。久崎で配られた資料ですね。そういうことです。

議長（岡本安夫君） 廣利議員、まだ、ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 役員の名簿を 4 名か 5 名か、確かインターネットで調べることができまして、女性の方がされている日本語学校というのが、過去 10 年ですか実績がある。それが、要するにダニエル企画の社長も役員にいるから関連会社と、運営する会社と。基本的に、その法人は、全く別なわけですね。ダニエル企画が日本語学校をやっているわけではないということですよ。

だから、要するに、それこそ、印象がダニエル企画が、日本語学校。ダニエル企画の社長が役員にいる会社がやっているということであるんですけども、正確性というところから、やっぱり 2006 年 4 月というのは、これ丸っきり、ダニエル企画株式会社と有限会社の設立となっているわけですから、資料がまず、間違っていますよね。これは。12 日に配られた資料と、久崎で配られた資料と、今日の資料は全く違うわけですから。

だから、そういう意味で、客観的な資料があったほうが、懸念は払拭されるというところを、ちょっと、だから懸念をちょっと払拭させてほしいというところがあります。

議長（岡本安夫君） 答えられる。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 先ほど言ったとおり、現在は株式会社ダニエル企画として、会社をやってらっしゃいます。それで、2006年4月に設立というのは、有限会社として設立して、その後、株式会社化したということで、現在のことが書いてあるということで、有限会社が株式会社になったということの資料でございます。12日のね。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） まあね、基本的に佐用町のためという部分があるので、基本的には、懸念材料もありながらも賛成させてもらって、懸念材料があるなら、それは払拭させてもらったらいいいというのが、僕の基本的な考えなんだけど、だから、今日も賛成させてもらおうかなと思って来ているんだけど、資料が違うの当たり前のような顔をして言われると、議会なめとんかいう話になる。

今日のここの頭見ても、明らかに2006年と2015年なんか書いてへんやん。まともな資料出さなあかん。まともな資料出さんと、それは当然や。資料が違いますいうの当たり前やろ。違うような資料出して、お前、これは当然、正規の資料です言われて、何を審議するんと思う。審議せい言うんだったら、きちっとした物出さなあかんは。それは、当然やって、にこにこしながら答えるようなこと違うは。そんなもん。ここの場所、どんな場所や。

僕、この前も言うたよな。きっちり賛成できるようにしてくれるような資料出してきて言うて、気持ちよく賛成できるような資料出せと。

それが、資料が違うの当たり前や言われたら、何やねんいう話やがな。そんなばかな話あるか。僕の言うておること違うか。

議会で提出資料が違いますって、通るんか、そんなもん。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

9番（山本幹雄君） それは、わかった。ものの言い方、(聴取不能)言うから、ちょっと丁寧に言う。

しかし、あまりにも、これはひどいんじゃないか。ねっ。もうちょっと、きちっと答えてもらいたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 違う資料を出したということでは、今回、会社のほうから取り寄せた資料が13年までの会社の沿革、こういう資料が出てきております。地元の説明の時に、15年の時には、ダニエル企画という、株式会社という形になっているわけで、これは、同

じ代表者が、当然、このダニエル企画をつくり、また、その関連会社として、やっぱりこういう事業というのは、学校は学校で、また、別法人つくったりして、当然、いろいろと運営はしていきますから、この点は、主体になる会社、この会社と関連会社の中で事業展開されていく。これは民間の事業をやっているところは、みんなそういうことで事業されますので、特段不自然なところはないというふうに、私は思います。

資料が違うのは、当たり前というようなことは思っていませんし、今、課長が説明しましたように、2006年にはダニエル企画、有限会社として設立をされて、その後の事業展開をされながら15年に株式会社という形に会社を組織変更されているということ、これをつなぎ合わせていただいて、考えていただきたいと。

それが1つで、この会社の沿革で、今日の2017年までの文書で、全部書いてあれば、それははっきりと皆さんに、そのままご理解いただけたと思うのですが、そのへんが、バラバラになったということ、この点については、資料の出し方ということで、これは少し、慎重にすべき。当然だったということでお詫びしたいと思います。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ですから、まず、法務局の資料を取り寄せれば、すぐわかることですので、要するに、有限会社が株式会社なりになったということについては、それだけで、すぐ客観資料でわかるというふうに思います。

あと、それはまた、ぜひ取り寄せを、誰でもとれるんですけれども、よろしく願います。

文化の違い云々がありましたけれども、学生が実績を見ると幾つかの国にまたがっております。

それで、実際に例えば、東南アジアから学生が来ている、企業なんかで言うと、例えば、中国とベトナムの方は一緒にしないとか、いうふうなことを、それをやっぱり気をつけているというふうなことを言われる企業もあります。

だから、それは、多分、日本語学校をやっておられるので、そういうことについての理解があると思うのですが、それは、例えば、住むところだったり、やっぱそれは、最大限の配慮がなされて当然だというふうに思うのですが、その点については、何か聞かれていること等ありますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） これから、学校の具体的な運営、組織、どれぐらいな実際に認可受けた中で募集して、実際、応募があるのかということ、このことは、私たちが、今、どうのこうの言えることではなくて、これは学校として運営していく上で、学校の設置者が考えられることです。

だから、その点、多国籍のいろんなところから、当然、学生を募集するわけで、そうい

う文化の違いとか、国同士の関係の違い、いろんな問題も当然そこにはあると思いますけれども、それは学校として、そういうことをちゃんと、大きな問題にならないように、運営をしていくのも学校の責任だと思いますし、それは、学校に任せるべきことだと思います。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 地元との関係で伺いたいのですが、地域で1回説明会があって、地域の方になると、行政が誘致するという形になっているので、行政を信頼して学校跡地活用してもいいのではないかという方向になっているかと思うのですが、さまざまな不安も払拭できていない面もありますので、先ほどの町長の答弁の中では、学校運営については、設置者が考えたらいいこととか、そういうものについては、学校に任せるべきとかという答弁が続いております。そういう中で、地元の方と、学校、責任者との間にある行政の役割というのは、どんなふうを考えておられるのか、一番地元としては行政が入っているということが保障になっているわけですから、その点、伺います。確認しておきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 1回だけの説明というのじゃなくって、これは最初に自治会長さんやら、地域づくり協議会の役員さん、皆さんが会っていただいたりして、そういう中で、そういう方々の判断の中で、これは前向きに進めてもいいのではないかと。そのためには、地域の皆さんにも全体に、きっちと直接説明が必要だろうということで、この間の説明、最後の説明会というのがあったわけですから、町として、誘致というふうに言われますけれども、例えば、企業を、私とかが誘致をしているというものとは、また、違うのですね。これ。

跡地の後を、なかなか町としても選んで、こういうもの来てほしいということで、できるんだったら完全に町の中で選ぶことができるのでしたら、そういうものできますけれども、これは募集をしたのですね。募集をした中で、町としても当然、行政として、会社の提案、事業の内容、そういうものが、特段地域に大きな害が出たり、公害が出たり、そういう問題が起きるかどうか。起きないか。そういうことについては、当然、内部での検討はしております。

あとは、地域の皆さんと一緒に、そういう説明会をさせていただいて、当然、行政としては、何も無責任に後は地域の方が同意されたんだから知りませんということでは、当然、ありません。

問題が起きれば、行政としてやるべき必要な対応は、当然、していかなきゃいけない。地域とも協議をしていかなきゃいけない。ただ、来られた方にも、初めてで、どういうものをこれから事業が展開されていくのかということのも、これも町が見通しを立てて、こうなりますよということとは言えない。ただ、今後の中で、当然、関心を持って、一緒になって、

問題があれば、それは町として必要な指導もしていくということにはなります。

そういう中で、地域の皆さん方にも理解もしていただかなきゃいけないし、来られた事業者も、当然、地域のためになるように、努力もしていただかなければならない。その中に入って、町は行政として、当然、指導をさせていただくと。法的に問題があれば、これは法的な問題として措置をするということ、これは当然のことです。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 69 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 69 号、町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 8、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 9. 議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 9、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議された案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 77 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

どうも審議ありがとうございました。

昨日あたりから本格的な梅雨に入って来るんじゃないかなと思いますけれども、また、その後、また暑い夏が来そうなので、皆さん、それぞれご自愛なさって、ご精励願いますようお願いいたします。

それと、ご承知のとおり、7月2日、夏だ選挙だということ、知事選挙があります。当然、皆さん、選挙に行かれると思いますけど、ほかの方も、ぜひ選挙に行ってもらうように声かけなどをお願いしたいと思います。

本日は、御苦労さまでした。

それでは、町長、よろしく申し上げます。挨拶。

町長（庵途典章君） 閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶させていただきます。

まずは、定例議会提案をさせていただきました議案につきましては、それぞれご承認をいただきまして、本当にありがとうございました。

6月も後半に入りまして、ようやく先ほど、議長お話のように、これから梅雨本番に入っていくのかなというような、そういう感じがいたします。

これまで、非常に雨が少なくて空梅雨が続いておりましたけれども、これからが梅雨本番の中で、非常に今年は暑い夏が予想されておりますし、非常に大雨も懸念をされます。十分に警戒をして、この梅雨を乗り切って、暑い夏を迎えたいというふうに思います。

そういう中で、今年は、ひまわりも、ちょうど種をまいた時期が、雨が結局少なくて非常に発芽がいいということで、今年のひまわり、どこの圃場も非常によく芽が出ております。

これで雨が降って気温が上がれば、今年のひまわりは非常に期待ができるのではないかなというふうにも思って、楽しみにしているところでございます。

先ほど、議長、お話のように7月2日、知事選挙もでございます。非常に投票率がどうしても関心度が低いということで、低下が懸念されるのですけれども、佐用町として、少しでも投票率上げたいというふうに思いまして、啓発活動を一生懸命やっているのですけれども、議員各位におかれまして、ひとつ投票率向上のために、また、いろいろと、それぞれの立場でお力添えをいただければということで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

7月、いよいよこれ本格的な夏を迎えます。一気に気温も上がってまいりました。また、梅雨ということで蒸し蒸しした日が続くと思うのですけれども、十分体調管理をしていただいて、体調に気をつけて、元気にご活躍をいただきますようにご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（岡本安夫君） これをもちまして終了します。御苦労さまでした。

午前10時44分 閉会
